

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 国民健康保険税／第1期
- 後期高齢者医療保険料／第1期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 堤塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／5月31日(火)

納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税の納期限は5月31日(火)です

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会計室窓口にて納付してください。平日の日中にお出かけすることが難しい方は、休日でも郵便局のATMでご利用いただける納付書がございますので、役場税務課までお問合せください。

なお、次の手帳を持つ所有者で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、納期限の1日前までに身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等に税金を支払ってもらう場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできません。

●問合せ先

総務部税務課

平成 28 年度課税分から新税率となるもの

車種	新税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	250cc以下	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(火)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りします。ので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

なお、納期限内であれば、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。(利用者には決済手数料がかかります。)

名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車については、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

●問合せ先

西尾張県税事務所

☎058614513170

●ホームページ

(ダイヤルイン)
http://www.pref.aichi.jp/zeimu/



警察からのお知らせ けいさつだより 飛島村内犯罪状況 (28年3月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
3月	0	0	0	0	0
1~3月	1	0	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
3月	1	0	0	0	0
1~3月	1	0	0	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
3月	3	0	0	2	
1~3月	7	0	0	7	

